

教育委員会からの お知らせ

■進学に育英資金

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。平成29年度も引き続き行いますので、ご利用ください。

貸付の条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日（平成29年4月1日）の1ヶ月以上前から、新島村に住所がある人。

【学校の種類】

①国立・公立・私立の大学・短期大学・大学院（専修課程に限る）
②国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】（月額）

①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

- ①貸付申請書（第1号様式）
 - ②納税証明書
 - ③所得を証明できるもの
 - ④住民票（家族全員の続柄を記載のもの）
 - ⑤在学証明書又は入学許可証
 - ⑥振替口座番号（本人名義）
 - ⑦高校3年生の成績証明書
- または在籍校の成績通知書

【受付期間】

12月1日（木）～4月21日（金）

【返済期間】

貸付期間が終わった1年後から20年以内

【返済方法】

①新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替

②役場出納室・各支所または金融機関から納付書で支払い。

※ご注意

現在、納付書で支払している方で口座振替をご希望の場合は、教育委員会へご連絡いただき、郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【問い合わせ】

教育委員会 ☎(5)0203（直通）

■平成29年度式根島 生徒の宿泊施設募集

連絡船が天候や災害、事故または整備などによって欠航した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

【期間】

平成29年4月1日～平成30年3月31日

【宿泊条件】

①連絡船が天候、災害、事故または整備などによって欠航。

②次の日に行事などを控え、天候の悪化が見込まれる時。

【宿泊料】

1泊7千円

【募集締切】

平成29年2月末日まで

【申込み・問い合わせ】

教育委員会 ☎(5)0203（直通）

■新島村教育委員会委員 の新任について

村の教育委員会は、教育長と4名の教育委員によって構成されていますが、このうち前田雅代氏の任期が平成28年10月31日をもって満了いたしました。このため村では、同委員の後任、藤井麗氏に係る同意議案を平成28年9月定例議会に提出し、同意が得られましたので、11月1日同委員を教育委員会委員に任命いたしました。

（平成28年11月1日現在）

職名	氏名	委員任期
退任	前田 雅代	自 27.6.29 至 28.10.31
新任	藤井 麗	自 28.11.1 至 32.10.31

■国の教育ローン

お子様の教育資金を『国の教育ローン』（日本政策金融公庫）がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な金融制度です。

【融資額】

お子様1人あたり350万円以内

【金利】

年1.81%の固定金利

※母子家庭、父子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方は年1.41%（平成28年11月10日現在）

【返済期間】

15年以内

※交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方は18年以内

【使い道】 入学金、授業料、教科書代、アパート、マンションの敷金・家賃など

【返済方法】

毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

【問い合わせ】

ホームページ（「国の教育ローン」で検索）または教育ローンコールセンター
☎0570（008656）または☎03（5321）8656

きんぷく会館からの お知らせ

■ポイントカード利用開始

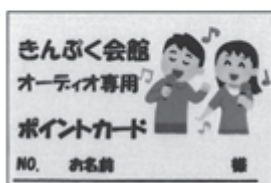
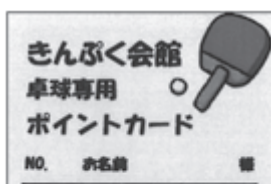
きんぷく会館では、11月1日からポイントカードの使用を始めました。

ポイントカードはオーディオルームと卓球の2種類用意しています。1時間の利用につき1スタンプ押印で、5個たまるとオーディオルームまたは卓球の利用が1時間無料となります。

期間は、平成29年3月末までです。皆様のご利用をお待ちしております。

【問い合わせ】

新島村勤労福祉会館
☎(5)0504



診療所からお知らせ

■任意のインフルエンザ 予防接種の実施について

毎年、さわやか健康センターでインフルエンザ予防接種を実施していますが、当日都合が悪くなったり、予約を忘れてしまったりなど、予防接種を受けられなかった方に対して、今年も診療所で予防接種を実施します。

希望される方はご利用ください。なお、料金はさわやか健康センターで行う集団予防接種とは異なりますので、ご了承ください。

【とき】12月1日(木)～27日(火)
【場所】本村・式根島診療所
【料金】13歳以上 4,620円
13歳未満 4,420円
3歳未満 3,920円

【問い合わせ】

本村診療所 ☎(5)00083

■式根島診療所 禁煙外来の開設について

式根島診療所では来年月から保険適用による禁煙治療を受けることができます。

これまで、禁煙治療は自由診療で全額自己負担でしたが、保険診療の項目を満たす場合には保険診療(自己負担3割・後期高齢者1割負担)で受診することができます。

この機会に禁煙を始めてみてはいかがでしょうか。詳しくは、式根島診療所までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】
式根島診療所 ☎(7)0019

総務課からの お知らせ

■特設人権相談所の 開設について

12月4日から10日は人権週間です。

人権週間とは世界人権宣言の趣旨と重要性を広く日本国民に訴えかけるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るための週間です。

村では、人権週間にちなんで特設人権相談所を開設します。

※事前予約制となりますのでご注意ください。

【相談日時】

平成28年12月6日(火)

午後10時～午後5時

【予約締切】

平成28年12月6日(火) 正午

【相談場所】

新島地区

新島村住民センター

式根島地区

式根島開発総合センター

【問い合わせ】

役場総務課行政係

☎(5)0240内線104

■夜間人権ホットライン

12月4日から10日の人権週間にあたり夜間「電話法律相談」を実施します。人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話でご相談をお受けします。個人の秘密は厳守します。是非ご相談ください。

【相談日時】

▼12月8日(木)

午後5時～午後8時

【相談電話】

☎03(5824)9620

☎03(5824)9621

【相談時間】

1人あたり10分程度

【費用】無料

【問い合わせ】

公益財団法人

東京都人権啓発センター

☎03(3871)0212

■第17回くらしの 法律税金相談

弁護士・司法書士・税理士などの法律関係者が相談会を開催します。離婚や相続など家庭内の法律問題、税金や土地の問題など相談内容は何でも構いません。相談は無料です。

【主催】NPO法人司法過疎サポートネットワーク

▼新島地区 12月16日(金)

午前10時～午後3時30分

【場所】新島村住民センター

▼式根島地区 12月16日(金)

昼12時30分～午後5時

【場所】式根島開発総合センター

【その他】ご予約は不要です。事前にご連絡いただければ、法律家がお自宅にお伺いする出張相談にも応じます。

【問い合わせ】

マザーシップ法律事務所

弁護士 内田 明

☎03(5367)5142

島嶼会館からのお知らせ



日頃から、島嶼会館をご利用いただきまして誠にありがとうございます。多くの皆様にご協力いただきました「島嶼会館アンケート」(平成28年7月～8月実施)の結果を各戸配布させていただきます。

皆様からのご期待にお応えできるよう、改善・努力し、これからも更なるサービス向上を図ってまいります。

民生課からのお知らせ

■無責任なエサやりは迷惑行為となります！

飼い主のいない猫（野良猫）への無責任なエサやりは、糞害等による不衛生な状況を作り出す「周辺環境を悪化させる迷惑行為」となります。

飼い主のいない猫にエサを与える人は、飼い主と同じように責任を持って「周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、人と動物とが共生できる環境づくり」に努めてください。あなたの行為によって、動物たちが害獣扱いされることのないように気をつけましょう。

以上のことから、エサやりの際は近隣住民に迷惑をかけないように、次のルールを守ってください。

【ルール①：他人の土地でエサやりをしないでください】

公園などの公共の場所や他人の所有する土地で、無断でエサやりをしてはいけません。自分が所有する土地で、その他のルールを守ってエサやりをしてください。

【ルール②：置きエサをしないでください】

エサをばらまいたり長時間置いたままにすると、臭いが出たり、猫以外にもカラスや虫などが集まってしまい不衛生です。場所と時間を決めて、皿などで小分けにしてあげるようにしてください。時間になったらお皿を片付けて、周辺を掃除してください。

【ルール③：猫用トイレを設置してください】

集まってくる猫たちのために猫用トイレを作ってください。周辺の糞害を減らさないと、「エサやり＝迷惑行為」になってしまいます。ただ設置するだけではなく、野良猫たちが使うように工夫して、フンの片付けもしてください。

【ルール④：周辺をきれいに清掃してください】

エサをあげるだけでなく、食べ残しやその他のゴミ、猫のフンなどの後始末もして、周辺をいつも清潔にしてください。

【ルール⑤：不妊・去勢手術をうけさせてください】

集まってくる飼い主のいない猫たちが繁殖してしまうと、猫による被害が増えてしまいます。飼い主のいない猫については、自己負担なしで手術をうけさせることができますので、役場または各支所にお問い合わせください。

●猫の飼い主の方へ

上記のルールは、猫を飼っている方にも当てはまります。近隣住民に迷惑をかけないように、同じ様にルールを守ってください。また、首輪や迷子札を着けて飼い猫であることをはっきり表示し、飼い猫が迷惑をかけた時は、飼い主として誠意ある対応をしてください。さらに、多頭飼いを避けるため、不妊・去勢手術を受けさせてください。

●置きエサに迷惑している方は

置きエサをしている人に止めるよう話をしてみても、改善されないようなら役場もしくは保健所に相談してください。



【問い合わせ】民生課民生係 ☎（５）０２４３（直通）